

那こ教第 107 号
令和 5 年 6 月 7 日

本市内就学前教育保育施設長様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

台風襲来に伴う就学前教育保育施設の対応について (周知)

平素より幼児教育・保育施設における安全教育に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、本市内の就学前教育保育施設においては、「那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令等の対応ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を基準に、「避難情報等警戒レベル 3：高齢者等避難」(以下「レベル 3」という。)が発令された場合、休園等の対応を行うよう周知しているところです。しかしながら、現時点における台風の進路やレベル 3 発令予想状況等を総合的に勘案した結果、園児、保護者及び職員の安全確保を図る観点から、別紙の対応といたしますので、ご確認の上、ご対応をお願いいたします。

また、施設長におかれましては、保護者及び園職員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、ガイドラインに基づく対応について、各施設からのお問い合わせがあるため、今後、ガイドラインに関する説明会の開催を予定しております。説明会の詳細については改めてお知らせいたします。

※台風襲来に関してレベル 3 の発令状況や閉園・開園当のお問い合わせについては以下のとおりですので、ご確認下さい。

●平日 8：30～17：15

那覇市こども教育保育課：098-861-2113

●上記時間外

那覇市役所代表番号：098-867-0111 (当課より折り返します)

1 【休園の判断基準】

○暴風警報又は避難情報等警戒レベル3（高齢者等避難）のいずれかが発令された場合は、休園とする。

2 【開園の判断基準】

○園が在する地域の避難情報等警戒レベル3（高齢者等避難）が解除になった場合、ガイドラインに基づき速やかに開園準備を行い、用意が整い次第、園児の受け入れを行ってください。なお、開園の目途について、保護者に速やかに連絡してください。（ただし、園及びその周辺を確認した際、危険な状況があり、安全が確保できないと施設長が判断した場合はこの限りではありません。）

3 【給食の提供について】

○各園の実情を勘案した対応を行うとともに、事前に保護者へも周知をしてください。また、給食の提供については、できる限り保護者の負担とならないような対応をお願いします。

4 【その他】

○被害があった場合は、速やかにこども教育保育課へご連絡ください。

○暴風警報については、テレビやラジオ等でご確認下さい。

○避難情報等警戒レベルについては以下の SNS 等でご確認ください。

- ・ 那覇市公式 LINE：<https://page.line.me/kouhou.nahacity>
- ・ 那覇市公式ホームページ：<https://www.city.naha.okinawa.jp/>
- ・ 那覇市公式防災ツイッター：<https://twitter.com/nahasiyakusho>